

さんか EXPRESS

発行所
セブン&アイグループ労働組合連合会
イトヨーカドー労働組合
東京都千代田区二番町8-8
TEL 03-6238-3940
FAX 03-3261-2358
発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

年末年始商戦に向けて組合員全員が一丸となり取り組んでいこう！ 12月27日(金)にパートナー組合員の冬期一時金が支給されます 【パートナー組合員用】

11月13日(水)に四ツ谷本部会議室にて冬期一時金支給についての団体交渉を行いました。イトーヨーカ堂の再生に向けて、既存店の構造改革など様々な施策を取ってきましたが、2019年度上期営業利益は黒字であるものの、大幅な減益という厳しい状況が続いています。労働組合からは、IYの構造改革や業績向上に向けた打開策が見えず組合員が大きな不安を抱えていること、一時金は「生活給の一部」であるという考え方を伝えました。

また、客数の回復のため、お客様に信頼される店づくりを労使一丸となって取り組むことを確認し、組合員のこれまでの頑張りと今後の期待を込めた回答を受け、妥結に至りました。

今回の冬期一時金は、ストア社員人事処遇制度に基づいての支給となります。支給係数については、会社との協議のうえ、ナショナル・エリア組合員(76%)、フィールド組合員・嘱託組合員(88%)に準じて決定し、**支給係数91%**を確認しました。

一人ひとりの支給額は、下記の計算式の通りとなります。不明な点はまず上長(担当M、TM、SM、GM、SMD、CM)に確認してください。さらに疑問・質問については、労働組合本部までお問い合わせください。

また、従来通り一時金での組合費の徴収はございませんので、ご確認ください。

今回の一時金について

- 1) 支給日 2019年12月27日(金)
- 2) 支給対象者 下記の条件をすべて満たす方

2019年4月30日以前に入社したパートナー社員
ただし、入社月を含む7ヶ月間は支給対象外となります。
2019年12月27日(支給日当日)在籍者
評価対象月すべてが、週契約時間20時間以上

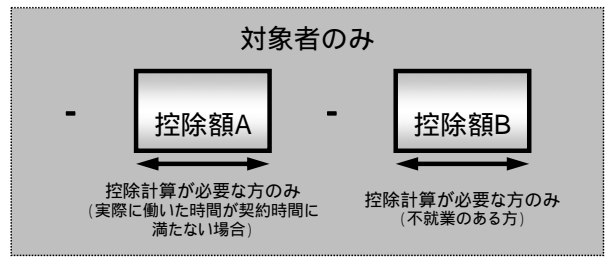
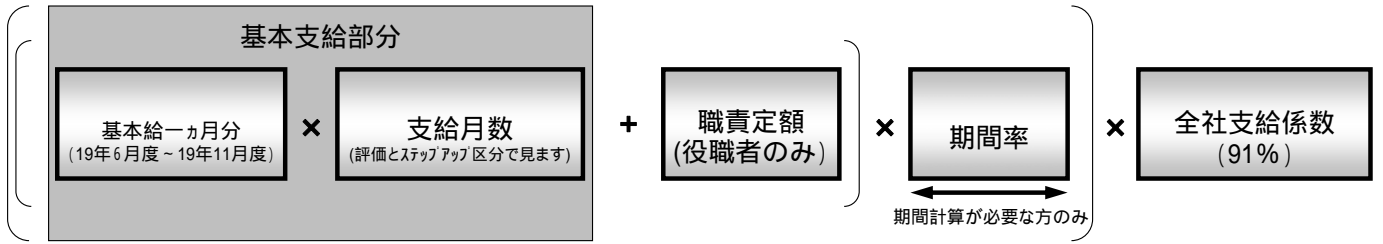
- 3) 支給対象期間 2019年6月1日～2019年11月30日

支給のポイント

- 1) ステップアップ選択制度に基づき、ステップアップ区分(レギュラー・キャリア・リーダー・シニア)ごとに一時金支給月数が決定されます。
- 2) 一時金の「会社の利益の再配分」という考え方にに基づき、パートナー組合員もNAF嘱託組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。
- 3) 一時金の年間の支給割合は「夏期:冬期=50%:50%」となっております。
- 4) 役職に任命されている方を対象に、職責定額が加算されます。

一時金の基本計算式

一時金支給額 =



一ヶ月の契約賃金

52週 ÷ 12ヶ月 = 4.33...
一月当たり4.33週

対象期間中に時給合計・週契約時間に変更の無い方

一ヶ月の契約賃金 (円) =
時給合計 (円) × 週契約時間 (時間) × 4.33 (週)

「時給合計」・・・給与明細の『時給合計』欄に記載

「週契約時間」・・・各自の週契約時間

(給与明細には記載ありません。)

「4.33」・・・「月週」への換算係数。52週を12ヶ月で割ると1週あたりが算出できます。

イトーヨーカ堂 (01)	****年 5月分 給与 (計算期間: 5月1日～5月31日)				
【基本項目】					
所属支部	**** OOOOR				
担当部門	**** OOO (部)				
スタッフ番号	キャリア/パートナー				
社員番号	*****				
氏名	****				
性別	○				
生年月日	昭和****年 *月**日				
契約コース	「2」業務パートナー				
技術技能給	ランク3				
労働協約対象					
税金区分	****				
労働対象加入者	○				
その他請求人数	0人				
内: 概算請求	0人				
介護保険	加入				
厚生年金保険	加入				
雇用保険	加入				
【勤務実績】					
勤務日数	****日				
出勤	****回				
無届欠勤	****回				
遅刻	****回				
無届遅刻	****回				
その他休暇	****回				
前月時間数	****時間				
決定時間外	****時間				
決定時間外戻戻	****時間				
決定時間内戻戻	****時間				
時給合計	1,025円				
【給与】					
基本給	926円				
内: 昇給未入給	円				
内: 昇給給	円				
業務加給	円				
内: 昇給未入給	円				
内: 昇給給	円				
30円	円				
ステップアップ	円				
制度移行給	円				
時給合計	1,025円				
【曜日別勤務時間および就業時間】					
曜日	0～9時	9～17時	17～20時	20～24時	合計(時間)
平日	加給 152	0	152	102	
業時		40:15	29:30		
日曜日	加給 152	152	152	202	
業時		24:15	18:30		
土曜日	加給 152	152	152	202	
業時		13:45	14:30		

対象期間中(19年6月度～19年11月度)に平均時給・週契約時間に変更のある方
期間中6ヶ月間の平均を計算してください。

< 計算式 >
(6月度の一ヶ月契約賃金 + 7月度 + 8月度 + 9月度 + 10月度 + 11月度) ÷ 6

支給月数

直近(下期)のセルフチェック評価により決定されます。

ステップアップ区分はセルフチェック評価時点のものを適用いたします。

19年9月にステップアップされた方については、ステップアップ前の区分が適用されます。

セルフチェック評価	A	AB	B	BC	C
評価時点のステップアップ区分					
リーダーパートナー	0.700	0.675	0.650	0.600	0.100
キャリアパートナー	0.600	0.575	0.550	0.500	
レギュラーパートナー	0.550	0.525	0.500	0.450	
シニアパートナー	0.175	0.150	0.125	0.100	0.050

セルフチェック評価が未評価の場合は、「B評価」の月数を適用しています。

薬剤師の方は、レギュラーパートナーと同様の月数を適用します。

一時金対象期間にシニアパートナーへ移行した場合、評価時のステップ区分での一時金の期間分とシニアパートナーの一時金の期間分で按分し、支給します。

職責定額

下記の役職者に任命されている方は基礎支給額に下記の職責定額を加算します。

職責	職責定額
担当マネジャー	150,000円
シスター・CHM・チーフ	100,000円

対象期間途中で任命を受けた方については、期間計算により算出し職責定額として加算されます。

期間率

支給対象期間6ヵ月のうち、「ヘルパー社員契約の月」や「パートナー社員として契約してから7ヵ月目の末日」がある方は、その月は支給対象とならないため、期間計算となります。

例

2019年1月15日にパートナー社員として入社した方
2019年7月31日までは支給対象外(7ヵ月目の末日)で、8・9・10・11月の4ヵ月間が対象となります。

期間率 = 4/6

全社支給係数

全社支給係数

=

91%

一時金の「会社の利益の再配分」という考え方に基づきパートナー組合員もナショナル・エリア・フィールド組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。パートナー組合員の支給係数はナショナル・エリア組合員(76%)、フィールド・嘱託組合員(88%)に準じて決定されています。

控 除 額 A

契約賃金をベースに支給額が決定されているため、契約に対しての実労働時間の不足分は控除されます。

- 実働実績時間 : 実際の週あたりの労働時間
- 契約未達時間 : 実働実績時間が週契約時間に到達していない場合の不足時間
- 控除額 : 週契約時間に対する実働実績時間の比率相当額が基礎支給額から控除されます。

控除額 A = 基礎支給額 × (契約未達時間 ÷ 週契約時間)

例

基礎支給額40,000円の週30時間契約の方が、対象期間の実働実績時間平均が29時間だった場合

控除額 A (1,333円) = 基礎支給額 (40,000円) × { 平均契約未達時間 (1時間) ÷ 平均週契約時間 (30時間) }

控 除 額 B

遅刻・早退・欠勤などの不就業のある方は、支給額から控除されます。
 控除率は、1カ月の平均の勤怠回数によって、以下の表のように決まります。

月平均不就業回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~14	15回以上
控除率 (%)	-	1	2	3	4	6	8	10	15	20	30	100

* 「私事都合欠勤」・「遅刻」・「早退」は1回につき「1」としてカウントし、「無届欠勤」・「無届遅刻」・「無届早退」は1回につき「3」としてカウントされます。

控除額 B = (基礎支給額 - 控除額 A) × 控除率 (%)

例

基礎支給額40,000円の方が、控除額Aで1,000円引かれ、更に対象期間12 / 1 ~ 5 / 31 (6ヵ月) の間で私事都合欠勤6回、早退6回あった場合・・・12回 (私事都合欠勤6回 + 早退6回) ÷ 6ヵ月 (対象期間) = 2 《月平均不就業回数》

控除額 B (780円) = { 基礎支給額 (40,000円) - 控除額 A (1,000円) } × 控除率 (2%)

きちんと確認できたでしょうか？不明な点はまずは、上長（担当M・T M・SM・GM・SMD・CM）に確認してください。さらに、分からないことがありましたら、下の質問表に内容を書いて送ってください。



切 り 取 り

質問表												
支部名	売場名		社員番号		氏名			役職名				
ステップアップ区分	年齢(19年4月1日現在)		歳	入社年月	年	月	労働組合からの連絡		希望する・希望しない			
連絡希望	店・本部(所属部署) / ご自宅・携帯電話			連絡先			疑問な点や質問内容(詳細に記入をお願いします)					